

会津美里町工事請負契約約款の一部を改正する告示 新旧対照表(参考資料)

改正後	改正前
<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等 _____ であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担に係る第4項の適用については、同項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。</p>	<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具 _____ に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額 _____ に限る。)及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額(以下 _____ 「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。 _____</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担に係る第4項の適用については、同項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」とする _____。</p>
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるも</p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。 _____</p>

改正後	改正前
<p>のについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する経費に係る支払に充当することができる。</p> <p>(甲の解除権)</p> <p>第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乙は(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、<u>その支店又は</u> 常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条 <u>第6号</u>に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められたとき。</p> <p>イ 暴力団(暴力団対策法第2条 <u>第2号</u>に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が、<u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 役員等が、<u>暴力団</u>又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ・キ (略)</p>	<p>_____</p> <p>(甲の解除権)</p> <p>第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 乙は(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 役員等(乙が個人である場合にはその者_____を、乙が法人である場合にはその役員<u>又はその支店若しくは</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者_____をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第1項第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められたとき。</p> <p>イ 暴力団(暴力団対策法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が<u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u> _____と認められるとき。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 役員等が<u>暴力団</u> 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ・キ (略)</p>